

今年の 6 月からペットの犬や猫にマイクロチップの装着を販売業者に義務づける「改正動物愛護管理法」が施行される。これは、犬や猫が捨てられたときなどに飼い主が分かるようにするためだ。

環境省によると、迷子や飼育放棄などで自治体に引き取られる犬と猫は、令和元年度には 8 万 5000 匹余りに上るとのことだ。

ペットショップやブリーダーなどの業者には、販売用の犬や猫にマイクロチップの装着、犬や猫の名前や性別、品種、毛の色、業者名を国のデータベースに登録することが義務化される。

また、飼い主も犬や猫を購入後、30 日以内に氏名や住所、電話番号などを登録することが義務化される。

すでに犬や猫を飼っている人や譲り受ける人、保護団体などはマイクロチップの装着は努力義務ということだ。

会議では、動物への健康上の影響に対する不安の声や、「飼い主の連絡先が変わるたびに登録を変更するのは煩雑ではないか」といった指摘が出された。

参考：

ペットの犬や猫にマイクロチップ装着義務化へ 概要が明らかに

2021/12/04 : NHK NEWS WEB

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211204/k10013374441000.html>